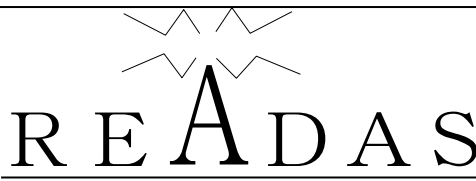


第 3968 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 3月31日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業倒産防止共済の掛金

Q：中小企業倒産防止共済の掛金の上限が引上げられるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

近年、倒産件数の増加に加え、売掛金債権の額が高額化していることから、中小企業の連鎖倒産のリスクが非常に高くなっています。

そこで、政府ではセーフティネット機能の強化等を図り、連鎖倒産リスクを軽減するため中小企業倒産防止共済法を改正することとしています。

概要は次のとおりです。

- ① 掛金上限の改正
現行8万円から20万円に
- ② 掛金総額の改正
現行320万円から800万円に
- ③ 貸付限度額の改正
現行3,200万円から8,000万円に
- ④ 貸付限度額等を政令事項に
貸付限度額等を政令事項にして、貸付限度額の改正を迅速に行えるようにされます
- ⑤ 償還期間を延長
貸付限度額の引上げに伴って償還期間の上限が5年から10年に延長されます
- ⑥ 共済事由に私的整理の一部を追加
- ⑦ 早期償還手当金を創設し、将来に備えた早期返済を支援
期限前に償還した契約者には、前倒し期間の金利分が還元されます

